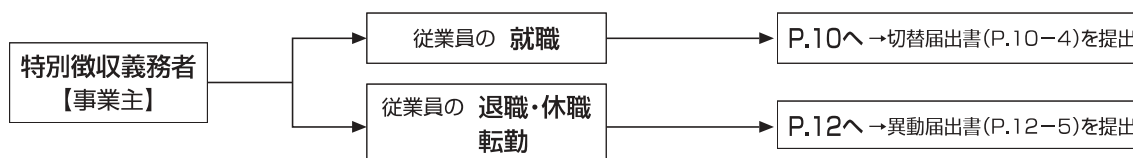


特別徴収義務者指定番号

(お問合せや異動届にはこの番号を)
お知らせください

令和5年度 市民税・県民税 給与所得等にかかる特別徴収のしおり



※その他の事項につきましては目次をご覧ください

《このしおりの巻末に「納入書」が綴り込みになっています》

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号【市町村コード:032093】

一関市役所 総務部 市民税課市民税第2係

電話:(0191) 21-2111(内線 8246~8248)

FAX:(0191) 21-2164

HP:<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>

先般ご提出いただいた給与支払報告書等に基づき計算しました「令和5年度市民税・県民税」につきまして、特別徴収税額が決定いたしましたので通知いたします。貴事業所もしくは従業員本人が普通徴収を希望された場合でも、法令により原則特別徴収として処理をさせていただいておりますのでご了承ください。(特別徴収が適当ではない場合は、普通徴収の取り扱いが可能となる場合がございますので、次頁を参照ください。)

なお、非課税の方は徴収の必要はありませんが、通知（納税義務者用）のみ従業員本人にお渡しください。

特別徴収は全国的に実施を進めているもので、岩手県と県内すべての市町村は、平成27年度から特別徴収の完全実施を目指し取り組んでいます。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、法令遵守と納税義務者の納税の利便性向上の観点から、なにとぞご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

《このしおりと一緒に同封した書類》 ～まず確かめましょう～

- 令和5年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- 令和5年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）

《目次》

	(ページ)
令和5年度市民税・県民税特別徴収義務者の指定について……………	1
I 特別徴収の取扱要領……………	1～5
II 住民税の税率と非課税基準について……………	6
III ゆうちょ銀行の指定について……………	7～8
IV 個人事業主が使用する納入申告書について(退職所得用)……………	9
V 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書及び 市民税・県民税特別徴収への切替届出書について……………	10
・所在地・名称変更届出書(1枚)……………	10-1～2
・切替届出書(1枚)……………	10-3～4
VI 特別徴収税額納期特例制度について……………	11
・申請書(1枚)……………	11-1～2
VII 給与所得者異動届出書について……………	12
・給与所得者異動届出書の記入例……………	12-1～4
・給与所得者異動届出書(10枚)……………	12-5
VIII 納入書について……………	13
・納入書(15枚、うち予備3枚)	

取扱金融機関

次の金融機関の本店及び各支店で納入できます

- 岩手銀行
- 東北銀行
- 北日本銀行
- 一関信用金庫
- いわて平泉農業協同組合
- 東北労働金庫
- ゆうちょ銀行

～特別徴収税額の納期限は、翌月10日です～
(土日・祝日の場合は、翌営業日)

特別徴収義務者 様

岩手県一関市長



令和5年度 市民税・県民税 特別徴収義務者の指定について

令和5年度の市民税・県民税特別徴収について、あなたを一関市市税条例第46条の規定により、特別徴収義務者として指定しましたので、ご協力くださるようお願いいたします。

送付いたしました税額通知書は、特別徴収義務者用（事業所用）と納税義務者用（従業員用）があります。

納税義務者用の通知書は1人分ずつミシン目が入っていますので、切り離して各納税義務者（従業員）に交付してください。ただし、本人がすでに退職等により在職していない場合や、以下に該当する場合は、普通徴収の取り扱いに変更しますので、この綴りにある「異動届出書」を記入し、すみやかに提出してください。

◆普通徴収（個人で納付）の取り扱いが可能となる場合

- ① 総従業員が2名以下（専従者・乙欄・退職者等を除く）
- ② 他に主たる給与収入がある方（乙欄該当者）
- ③ 毎月の給与支払額が少額で特別徴収できない方
- ④ 給与の支払いが不定期な方
- ⑤ 事業専従者（個人事業主のみ対象）
- ⑥ 退職（休職）者または退職（休職）予定者

（注意）

パート、アルバイトの方であっても左記に該当しない方は特別徴収の取り扱いとなります。なお、ご提出いただいた給与支払報告書等から左記に該当することが明確に判断できない場合は、法令により特別徴収の対象者とさせていただきますので、ご了承ください。

I 特別徴収の取扱要領

1. 市民税・県民税の特別徴収とは

納税義務者の便宜を図るため、地方税法ならびに一関市市税条例の規定によって納税義務者が1年間に納付しなければならない市民税・県民税額を6月から翌年5月までの給与の支払日ごとに給与から差引いて事業所ごとにまとめて納付する制度です。

ただし、課税当初に年税額が均等割額のみの方については、1回目に全額を納入していただきます。

2. 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際に所得税を源泉徴収して納付する義務のある個人や事業所等で、一関市市税条例によって指定された者です。

特別徴収義務者は市から送付された税額通知書により毎月定められた税額（月割額）を給与から差引いて、翌月10日までに納入する義務があります。このとき、月割額の月とは給与の支払日を基準とします。例えば「6月分」という記載は給与の算定期間（しめ月）ではなく、6月中の給料日をさします。給料日が毎月25日の場合、第1回目・6月分の月割額は6月25日に支払われる給与から差引いて、7月10日までに納入することになります。

3. 特別徴収による納税義務者とは

「令和5年1月1日現在一関市に住所を有する方」のうち令和4年中に給与の支払いを受け、かつ令和5年4月1日現在も引き続き給与の支払いを受けている方及び退職手当等の支払いを受ける方をいいます。1月1日の住所が基準になりますので、その後に他市町村へ住所を移しても令和5年度の市民税・県民税は一関市に納入することになります。

4. 特別徴収税額（月割額）の徴収と納入

(1) 徴収

送付した「令和5年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている各納税者の各月の月割額を、給与を支払う際に毎月差引き徴収してください。

(2) 納入

徴収した税額と税額通知書に記載されている税額を確認のうえ、このしおりに綴り込みの「納入書（3連式）」により翌月10日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、表紙裏面に示されている取扱金融機関で納入してください。（取扱金融機関以外の金融機関でも納入可能ですが、手数料がかかります。）

通常の納入税額は「給与分」欄に記入し、退職者にかかる分離課税があったときは「退職所得分」欄に記入するとともに、納入書裏面の「納入申告書」にも所要事項を記入してください。（個人事業主の場合は9ページの「個人事業主が使用する納入申告書について（退職所得用）」を使用してください。）

※東北6県外に所在する「ゆうちょ銀行」で納入する場合

東北6県外に所在するゆうちょ銀行を利用される場合は、7ページの「指定通知書」に利用する郵便局名（払込店）を記入し、最初の月分を納入する際に、納入書とともに払込店に提出してください。なお、「指定通知書」を提出した際は、あわせて8ページ右側の「市民税・県民税払込金融機関の指定について（通知）」に必要事項を記入し、一関市に提出してください。「指定通知書」をご提出いただくことで、東北6県外のゆうちょ銀行で納入する際の手数料が無料となります。

5. 納期の特例制度について

従業員が常時10人未満（市内外問わず）である特別徴収義務者は、一関市へ事前に申請し、承認を受けることで「納期の特例制度」（徴収した住民税を毎月納入するのではなく、年2回（11月分と5月分）で納入する制度）を利用することができます。（11ページ参照）

ただし、現に一関市の徴収金に滞納がある場合や最近において著しい納入遅延がある場合には、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、この特例を利用することはできません。

6. 納期限までに納入しなかった場合は

特別徴収した税額を納期限までに納入しなかった場合は、特別徴収義務者に延滞金がかかることがあります。また、督促状が発送された場合には、督促手数料100円が加算されます。

7. 納税証明の発行について

納入が納税証明に反映されるまで時間を要する場合がありますので、納入直後に納税証明を申請される場合は、領収書（電子決済の場合は取引明細の確認ができるもの）をご持参ください。

8. 税額の変更について

従業員の所得金額や控除額（医療費控除や扶養控除等）の変更により、年度の途中で従業員の税額が変更になったときや、退職や転勤、新たに特別徴収を開始する方が増えた等、事業所からの届出書に基づき事業所の納入額を変更したときは、「税額変更通知書」を送付します。税額に変更があった方の各月の月割額と事業所全体の納入額を確認のうえ、変更後の月割額で徴収してください。

税額が変更になった方と新たに特別徴収を開始することになった方の、変更後の税額通知書（納税義務者用）をあわせて送付しますので該当者に交付してください。

なお、通知した税額と実際の納入額とが一致しない場合は、過不足照会状を送付します。税額の変更や異動等について確認してください。

9. 特別徴収とマイナンバーについて

特別徴収義務者におかれましては、下記の点にご留意願います。

- ◆マイナンバー（個人番号）及び特定個人情報の適正な管理をお願いします。
手続きの内容や提出書類により記載いただく内容や添付書類が異なります。次の「10. 特別徴収に関する各種手続きについて」を参照願います。
- ◆マイナンバー制度については、内閣府のホームページ（<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>）をご覧ください。

10. 特別徴収に関する各種手続きについて

・税額通知書に記載されている方について異動があった場合は、翌月10日までに「給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」（以下、「異動届」という）を提出してください。次の(1)～(3)の手続きについては、非課税の方も同様に異動届の提出をお願いします。

・提出は、eLTAX（エルタックス）でも可能ですのでご利用ください。 eLTAXホームページ（URL：<https://www.eltax.lta.go.jp>）

※個人事業主の方のマイナンバーを記載した書類を提出いただく際には、本人確認書類（番号確認と身分確認）の添付が必要です。

・各種様式は、9～12-5 ページを適宜コピーしてご利用いただくか、ホームページに掲載しておりますので印刷してご利用ください。

【一宮市ホームページ：<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>】

生活・環境 e 税金 e <事業主のみなさまへ> 個人住民税の給与特別徴収制度について e 各種様式ダウンロード

	手続き事項	留意点	提出書類	記入が必要なマイナンバー	本人確認書類 ※個人事業主のみ
(1)	退職・休職による普通徴収への変更 (未徴収税額を従業員自身で納めてもらう場合)	・普通徴収は納期が年4回と定められていることから、従業員の方が一度に多額の税を納めなければならない場合があります。 ・提出がないと事業所の納入すべき税額が変わらず、納付された金額が少ない場合は督促状が送られたり延滞金を請求される場合があります。	異動届 (12-5 ページ)	事業所(法・個) 従業員	要

	手続き事項	留意点	提出書類	記入が必要な マイナンバー	本人確認書類 ※個人事業主のみ
(2)	退職・休職による一括徴収 (未徴収税額全額を最後に支給する給与等から徴収する場合)	・退職する方から未徴収税額を一括徴収により納付したい旨の申し出があった場合は、最後に支給する給与等から一括徴収してください。 ・ <u>令和6年1月1日以降に退職する方については、本人の希望にかかわらず一括徴収して納めることが義務付けられています。</u>	異動届 (12-5ページ)	事業所(法)・個 従業員	要
(3)	転勤(転職)による特別徴収の 継続 (異動後の勤務先で引き続き特別 徴収を行う場合)	・異動元の事業所で異動届を作成します。異動先の事業所へは <u>回送せずに</u> 電話等で連絡・確認してください。 ※退職者に持たせないでください。 ・再就職先が不明な場合や特別徴収の継続について確認できない場合は(1)により提出してください。	異動届 (12-5ページ)	事業所(法)・個 従業員	要
(4)	入社や復職等による特別徴収の 開始 (給与支払報告書提出後に特別徴 収する従業員が増えた場合)	・就職により自動的に特別徴収に切り替わるものと思いき、就職後に普通徴収分を納め忘れる方が少なくありません。年度途中の入社であっても、特別徴収への切替にご協力ください。 ・ <u>普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができません。</u> ・普通徴収の口座振替を利用している方の場合、普通徴収の納期限10日前を過ぎてからの切替はご希望に添えない場合があります。	特別徴収への 切替届出書 (10-4ページ)	事業所(法)	不要
(5)	退職所得にかかる市民税・県民 税の納入	・退職手当等の支払金額からその税額を徴収し、納入してください。 (5ページ参照)	納入申告書 (14ページ) 個人事業主用 納入申告書 (9ページ)	事業所(法)	不要
(6)	特別徴収義務者の所在地・名称 等を変更	・次の場合は「名称変更」ではなく新規事業所の取り扱いとなります。 (この場合、従業員を(3)により新規事業所へ転籍させる必要があるため、確認の連絡をさせていただきます。) *個人事業から法人化する場合 *個人事業の代表者変更 *法人を解散し個人事業に変更 *2以上の事業所が合併により新規事業所を設立	特別徴収義務者 の所在地・名称 変更届出書 (10-2ページ)	事業所(法)	不要

11. 退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に対する個人住民税は、所得税の退職所得の源泉徴収と同様に他の所得と区別して、退職手当等の支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を徴収し、申告・納入してください。

- ①納税義務者……退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、一関市に住所を有し退職手当等を受ける人
- ②税額計算……税額の計算方法は、以下の【退職所得税額の求め方】を参照（詳しい内容については市民税課までお問い合わせください。）
- ③納期限……徴収した月の翌月10日
- ④納入書……14ページの「市民税・県民税納入書」納入金額欄の「退職所得分」に算出税額を記入し、裏面（納入申告書）に必要事項を記入のうえ、毎月納入する月割額とあわせて納入してください。

※特別徴収義務者が個人事業主の場合は納入書裏面を使用せず、9ページの納入申告書に記入し一関市役所市民税課へ提出願います。

※退職所得にかかる特別徴収に際し、新たに納入書が必要となる場合は、お送りしますのでご連絡ください。

【退職所得税額の求め方】

以下の計算方法によりそれぞれ税額を求めます。

- (1) 退職所得控除額
 - ・勤続20年以下の場合……40万円×勤続年数（1年未満は切り上げ）
 - ・勤続20年を超える場合……800万円+70万円×（勤続年数-20年）
 - ※ただし、控除額が80万円未満の場合は80万円を控除。
 - ※本人が障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、上記の控除額に、更に100万円を加算した金額。
 - (2) 退職所得額（課税標準額）
 - ・勤続年数5年以下の役員等に対して支払われる退職手当等の場合
〔退職手当等〕－〔退職所得控除額〕
 - ・勤続年数5年以下の役員等以外の方に対して支払われる退職手当等の場合
 - (1)退職手当等の収入金額から退職所得金額を控除した後の金額が300万円以下の場合…（〔退職手当等〕－〔退職所得控除額〕）×1/2
 - (2)退職手当等の収入金額から退職所得金額を控除した後の金額が300万円を超える場合…150万円+ 〔退職手当等〕－（300万円+退職所得控除額）
 - ・上記以外の方に対して支払われる退職手当等の場合…（〔退職手当等〕－〔退職所得控除額〕）×1/2
- } (1,000円未満の端数は切り捨て)
- (3) 退職所得にかかる税額
 - ・市民税：〔退職所得額〕×税率(6%)=税額(100円未満の端数は切捨て) ……①
 - ・県民税：〔退職所得額〕×税率(4%)=税額(100円未満の端数は切捨て) ……②
 - ①+②=特別徴収税額
 - (4) 非課税
 - 次に該当する場合は市民税・県民税は非課税となります。
 - ・退職所得の支払いを受ける年の1月1日現在、生活保護法の規定による生活保護の受給者である場合
 - ・死亡退職のためその退職手当が相続人に支給されて相続税の課税対象となる場合

Ⅱ 住民税の税率と非課税基準について

1. 「均等割額」と「所得割額」

市民税・県民税は「均等割額」と「所得割額」からなっており、個人県民税の申告と納付は、個人市民税とあわせて行います。

- ・「均等割額」……所得の額にかかわらず一定の額を負担。6,000円（市民税3,500円、県民税2,500円）
復興臨時特例により平成26年～令和5年度まで市民税・県民税均等割に500円ずつ加算されています。
県民税均等割のうち1,000円は、「いわての森林づくり県民税」として森林環境保全のために使われます。
- ・「所得割額」……所得の額に応じて負担。総合課税分は一律10%（市民税6%、県民税4%）※分離課税にかかる算出は別途お問い合わせください。

2. 市民税・県民税が課税されない方 【前年12月31日現在の状況により適用されます】

(1) 非課税の方（均等割額も所得割額もかからない方）

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。ただし、生活扶助以外の扶助（例えば医療扶助等）のみを受けている方は、該当しません。
- ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得が135万円以下の方（給与収入のみの方は2,044,000円以下の方）

※障害者………心身に障害のある方で、障害の状態が一定の要件を満たす方

※未成年者………平成17年1月3日以降に生まれた方。ただし、婚姻歴のある方は未成年者に該当しません。

※ひとり親………次の①～③すべての条件にあてはまる方

- ①合計所得が500万円以下
- ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する
- ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない

※寡婦………「ひとり親」にあたらぬ方で、次の①～③すべての条件にあてはまる方

- ①合計所得が500万円以下
- ②以下のいずれかに該当する
 - ◆夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方
 - ◆夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方
- ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない

(2) 均等割額非課税の方（均等割額がかからない方）

- ・同一生計配偶者や扶養親族のいない方は、前年の合計所得が38万円以下の方
- ・同一生計配偶者や扶養親族のいる方は、前年の合計所得が「(1+同一生計配偶者+扶養親族数)×28万円+10万円+16万8千円」以下の方
※16万8千円は扶養親族等を有する場合のみ加算します。扶養親族には年少扶養(16歳未満)の方を含みます。

(3) 所得割額非課税の方（所得割額がかからない方）

- ・同一生計配偶者や扶養親族のいない方は、前年の合計所得が45万円以下の方（給与収入のみの方は100万円以下の方）
- ・同一生計配偶者や扶養親族がいる方は、前年の合計所得が「(1+同一生計配偶者+扶養親族数)×35万円+10万円+32万円」以下の方
※32万円は扶養親族等を有する場合のみ加算します。扶養親族には年少扶養(16歳未満)の方を含みます。

Ⅲ ゆうちょ銀行の指定について

一関市の市民税・県民税特別徴収月割額の払込金融機関として、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、一関信用金庫、いわて平泉農協、東北労働金庫及び東北6県内に所在するゆうちょ銀行（郵便局）を指定しております。東北6県外に所在するゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合には、右の「指定通知書」に郵便局名と提出年月日を記入のうえ、第1回を納入する際に納入書とともにゆうちょ銀行（郵便局）へ提出してください。「指定通知書」をご提出いただくことで、東北6県外のゆうちょ銀行で納入する際の手数料が無料となります。

《手順》

- 1 当初納入する際に、右の「指定通知書」に払込店名と提出年月日を記入して、その払込店に提出してください。
※一度提出された払込店は引き続き利用できますので、指定通知書の再提出は不要です。
- 2 8ページ右側の「市民税・県民税払込金融機関の指定について（通知）」（市提出用）は、「指定通知書」を提出された払込店名を記入のうえ、一関市役所市民税課あて送付してください。
- 3 8ページ左側の「市民税・県民税払込金融機関指定通知書」は、特別徴収義務者用の指定通知書です。払込店名を記入のうえ保管してください。

（ゆうちょ銀行提出用）

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 様
郵便局長 様

一関市長 佐藤 善仁



指 定 通 知 書

貴店を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、一関市の市民税・県民税特別徴収税額の取扱店に指定しましたので通知いたします。

1. 認可又は承認番号 第 34 号
2. 口座番号 02310-3-960066
3. 加入者の名称 一 関 市
4. 取りまとめ店 仙台貯金事務センター

ゆうちょ銀行指定用

(特別徴収義務者控用)

令和 年 月 日

市民税・県民税
特別徴収義務者 様

一関市長 佐藤 善仁



市民税・県民税払込金融機関指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、一関市の市民税・県民税特別徴収税額の払込金融機関として下記のとおり指定したので通知します。

記

払込店名

所在地

名称 ゆうちょ銀行 店
郵便局

(切り取り線)

ゆうちょ銀行指定用

(一関市提出用)

令和 年 月 日

一関市長 佐藤 善仁 様

特別徴収義務者
住所
氏名

市民税・県民税払込金融機関の指定について(通知)

下記払込店を地方税法第321条の5第4項の規定に基づく一関市の令和5年度市民税・県民税特別徴収税額取扱店として指定通知書を交付したので通知します。

記

払込店名

所在地

名称 ゆうちょ銀行 店
郵便局

Ⅳ 個人事業主が使用する納入申告書について (退職所得用)

特別徴収義務者が個人事業主である場合における退職所得に係る市民税・県民税の納入申告書の提出については、14ページの納入書裏面を使用せず、右の納入申告書を使用してください。

《注意事項》

- 1 納入にあたっては、14ページに綴り込みの納入書(3連式)表面の各項に所要事項を記入し、表紙裏面の指定金融機関へ納入してください。

その際、裏面の納入申告書への記入は不要です。

- 2 納入申告書の提出にあたっては、右の納入申告書の各項に所要事項を記入の上、事業主の本人確認書類(個人番号及び身元確認ができる書類※)を同封し、一関市役所市民税課まで提出してください。

※本人確認書類の例

- ・マイナンバーカードの写し(1点で可)
- ・マイナンバー通知カードと免許証等の写真入り身分証の写し(2点必要)

- 3 右の納入申告書は、退職所得に係る市民税・県民税の納入申告書ですので、退職所得等の分離課税がある場合のみ記載してください。

(切 り 取 り 線)

退職手当に係る 市民税・県民税納入申告書															
一 関 市 長 様 令和 年 月 日提出							(受付印)								
令和 年 月分						人 員	人								
退 職 手 当 等 支 払 金 額						十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
退 職 手 当 等 支 払 金 額 内 訳	住所 氏名	(年数)													
	住所 氏名	(年数)													
	住所 氏名	(年数)													
	住所 氏名	(年数)													
	住所 氏名	(年数)													
特別徴収 税 額	市 民 税														
	県 民 税														
(特別徴収義務者)															
住所又は〒 所在地															
氏名又は 名 称															
個人番号															
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により 上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。															

V 特別徴収義務者の所在地・名称変更届書及び 市民税・県民税 特別徴収への切替届出書について

届出についての注意事項

○特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

1. 変更があった場合はすみやかに提出してください。
2. 次の場合は「名称変更」ではなく新規事業所の取り扱いとなります。
(以下に該当すると思われる場合は、従業員を新規事業所へ転籍させる必要があるため、確認の連絡をさせていただきます。)
・個人事業から法人化する場合
・個人事業の代表者を変更する場合
・法人を解散し個人事業に変更する場合
・2以上の事業所が合併により新規事業所を設立する場合
3. 送付先指定の届出をされた場合、以降の特別徴収関係書類はすべて指定された送付先へ送付します。

○市民税・県民税 特別徴収への切替届出書

1. 年度途中の入社であっても、できるだけ特別徴収への切替にご協力ください。(就職により自動的に特別徴収に切り替わるものと思い、就職後に普通徴収分を納め忘れる方が少なくありません。お手数ですが、入社後の各種手続きの際に市民税・県民税の納付方法についても確認をお願いします。)
2. 「普通徴収の第□期から第4期までを～」e 普通徴収の期別は4期(納期限:①6/30、②8/31、③10/31、④1/31)となっています。納期限が過ぎた分は特別徴収への切替ができません。切替届出書は切替たい普通徴収期別の納期限までに提出してください。納期限が過ぎた分は自分で納付するようお話しください。
3. 「□月分(年 月 日納入分)より～」e 特別徴収を開始する月は特別徴収の税額通知の受領後、事業所で給与からの天引きの事務処理が可能な月を指定してください。毎月10日までに受理した届出書については20日頃に特別徴収の税額通知を発送します。10日以降に受理した分は翌月の処理になりますので、それらを考慮し、切替開始月を指定してください。
4. 二重納付防止のため本人あてに送付している普通徴収納付書(納期末到来のもの)を回収し、届出書と一緒に提出してください。

【税額の事前連絡について】

従来、当市では、切替届出書が提出されてから3営業日以内に税額の事前連絡を行っていましたが、令和4年6月1日以降に提出された分から、希望する事業所へのみ税額の事前連絡を行っております。

事前連絡を希望する事業所は、切替届出書の「月割額の連絡」欄に必要事項を記入してください。

なお、計算の都合により、税額の事前連絡は切替届出書が到達してから1週間程度を要するため、余裕をもった提出にご協力願います。

記入例

市民税・県民税 特別徴収への切替届出書

個人事業主の場合、
法人番号欄は記入不要です。

一関市長 殿 令和 5年 8月 1日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ イチノセキサンギョウ	特別徴収義務者 指定番号 777777
		名称 (氏名) 一関産業 株式会社	法人番号 1 2; 3; 4; 5 6; 7; 8; 9 0; 1; 2; 3
		所在地 (住所) 〒 021-0000 一関市竹山町〇-×	所属 人事課 給与係
			担当者 氏名 花泉 みどり
			電話番号 0191-21-0000

下記の者について、普通徴収の第 期から第4期までを 月分(5年 9月 10日納入分)より当事業所で特別徴収します。 納入書 要 ・ 不要

給与 所得者	フリガナ センマヤ サクラ	申請理由(○をつ)	普通徴収納付書の回収 (○で囲んでください)	市 記 入 欄
	氏 名 千 厩 さくら	<input checked="" type="radio"/> 入社したため	<input checked="" type="radio"/> 未済・口座振替 → 【注3】	仮通知 INSIDE
	生年月日 大正・昭和・平成 3年 3月 3日	<input type="radio"/> 復職したため		督促停止 (要・不要) 口座振替 (要・不要)
	1月1日住所	<input type="radio"/> 本希望		税額(普): 税額(特): 割額: 月: 月~:
給与 所得者	フリガナ			宛名番号
	氏 名			市 記 入 欄
	生年月日			INSIDE
	1月1日住所			督促停止 (要・不要) 口座振替 (要・不要)
	現住所			税額(普): 税額(特): 割額: 月: 月~:
月割額 の連絡	フリガナ			宛名番号
	氏 名			市 記 入 欄
	生年月日			INSIDE
	1月1日住所			督促停止 (要・不要) 口座振替 (要・不要)
	現住所			税額(普): 税額(特): 割額: 月: 月~:

【注1】
普通徴収の納期限が過ぎた分は切替できません。
(納期限)
①1期: 6/30 ②2期: 8/31 ③3期: 10/31 ④4期: 1/31

【注2】
事業所で給与からの天引きの事務処理が可能な月を記入してください。
記入いただいた月の翌月10日までに市に納入いただきます。
毎月10日までに受理した届出書分で、通知の発送日(20日頃)前に事前に税額のお知らせが必要な場合は、「月割額の連絡」欄を記入してください。

【注3】
本人あてに送付している普通徴収納付書(納期未到来のもの)を回収し、一緒にご提出ください。

月 日 までに、連絡希望。(毎月10日受理分)

毎月10日までに受理した届出書分で、通知の発送日(20日頃)前に税額のお知らせが必要な場合は文書でお知らせします。文書の送付が上記の日付に間に合わない場合は、電話でご連絡します。
なお、上記の日付が「市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の送付に合う場合には、事前連絡を省略いたしますので予めご了承ください。

※ 納期が過ぎた「普通徴収市民税・県民税額取済通知書(納付書)」分は特別徴収に切り替えることができません。切り替えたい期別分の納期の日までにこの届出書を提出してください。
 ※ 二重納付防止のため、本人あてに送付している「普通徴収市民税・県民税額取済通知書(納付書)」のうち、今回特別徴収に切替する期別分の納付書を回収しこの申請書と一緒に送付してください。
 なお、普通徴収で納付済みの税額がある場合には、額取印のある額取証書はご本人が保管してください。
 ※ 一関市から貴事業所への「市民税・県民税 特別徴収税額の変更通知書」については、毎月10日までに受理した届出書分を20日頃に発送します。10日以降に受理した分は翌月の処理になりますのでそれらを考慮し、切替開始月を指定して下さい。
 ※ 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

市民税・県民税 特別徴収への切替届出書

一関市長 殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号					
		名 称 (氏 名)											法人番号					
令和 年 月 日提出		所在地 (住 所)	〒										担当者	所 属				
													氏 名					
													電話番号					

下記の者について、普通徴収の第 期から第4期までを 月分(年 月 日納入分)より当事業所で特別徴収します。

給与所得者	フリガナ	申請理由(○をつけてください)		普通徴収納付書の回収 (○で囲んでください)	市 記 入 欄	
	氏 名				返通知	INSIDE
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		入社したため	済・未済・口座振替	督促停止 (要・不要)
	1月1日住所	本人希望		復職したため		口振停止 (要・不要)
	現住所	その他 ()		年税額 :		宛名番号
				納付済額(普) :		
				納付済額(特) :		
				特徴切替額 :		
				月 :		
				月~ :		

給与所得者	フリガナ	申請理由(○をつけてください)		普通徴収納付書の回収 (○で囲んでください)	市 記 入 欄	
	氏 名				返通知	INSIDE
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		入社したため	済・未済・口座振替	督促停止 (要・不要)
	1月1日住所	本人希望		復職したため		口振停止 (要・不要)
	現住所	その他 ()		年税額 :		宛名番号
				納付済額(普) :		
				納付済額(特) :		
				特徴切替額 :		
				月 :		
				月~ :		

<p>月割額の事前連絡が必要な場合のみご記入ください。</p> <p><input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 までに、連絡希望。(毎月10日受理分)</p> <p>毎月10日までに受理した届出書分で、通知の発送日(20日頃)前に税額のお知らせが必要な場合は文書でお知らせします。文書の送付が上記の日付に間に合わない場合は、電話でご連絡します。 なお、上記の日付が「市民税・県民税 特別徴収税額の変更通知書」の送付に間に合う場合には、引前連絡を省略いたしますので予めご了承ください。</p>

- ※ 納期が過ぎた「普通徴収市民税・県民税領収済通知書(納付書)」分は特別徴収に切り替えることができません。切り替えたい期別分の納期の日までにこの届出書を提出してください。
- ※ 二重納付防止のため、本人あてに送付している「普通徴収市民税・県民税領収済通知書(納付書)」のうち、今回特別徴収に切替する期別分の納付書を回収しこの申請書と一緒に送付してください。
 なお、普通徴収で納付済みの税額がある場合には、領収印のある領収証書はご本人が保管してください。
- ※ 一関市から貴事業所への「市民税・県民税 特別徴収税額の変更通知書」については、毎月10日までに受理した届出書分を20日頃に発送します。10日以降に受理した分は翌月の処理になりますのでそれらを考慮し、切替開始月を指定して下さい。
- ※ 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

Ⅵ 特別徴収税額納期特例制度について

申請についての注意事項

1. 従業員が常時10人未満（市内外問わず）である特別徴収義務者は、納入先の市区町村へ事前に申請し承認を受けることで、徴収した市民税・県民税を毎月納入せずに、年2回（11月分と5月分）納入する「納期の特例制度」を利用することができます。
 - * 「常時10人未満」とは常に10人に満たないということ。多忙な時期等に、臨時に雇った者がいるような場合は人数に含めません。
2. 本市の徴収金に滞納がある場合や、著しい納入遅延があった場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、この特例を利用することはできません。
3. この特例の承認を受けた場合には、特別徴収の納期限は次のようになります。
 - ・ 6月から11月までの徴収税額分 e 納期限：12月10日 「11月分」の納付書で6月から11月までの徴収税額を納入額に記入し納入します。
 - ・ 12月から翌年5月までの徴収税額分 e 納期限：翌年6月10日 「5月分」の納付書で12月から5月までの徴収税額を納入額に記入し納入します。※10日が土日祝日の場合は翌営業日
4. 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人以上になった場合には、当該市区町村にその旨を遅延なく報告しなければなりません。
5. 納期の特例について承認を受けても、滞納した場合にはこの特例の承認を取り消すことがありますのでご注意ください。

記入例

特別徴収に係る市民税・県民税の納期の特例に関する申請書

個人事業主の場合、
法人番号欄は記入不要です。

一関市長 殿 令和 5 年 8 月 1 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ イチノセキサンギョウ	氏名 (名称) 一関産業 株式会社	特別徴収義務者 指定番号 777777	
		住所 (所在地) 〒 021-0000 一関市竹山町〇-X	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 1234567890123	所 属 人事部 給与係	担当者 氏名 花泉 みどり

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収に係る市民税・県民税の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 5 年 6 月分以降の支給に係る給与所得及び退職所得に対する市民税・県民税特別徴収税額					
申請の日前6ヶ月間における給与の支払を受ける者の数	令和 5 年 6 月	1ヶ月前	2ヶ月前	3ヶ月前	4ヶ月前	5ヶ月前
		令和 5 年 5 月	令和 5 年 4 月	令和 5 年 3 月	令和 5 年 2 月	令和 5 年 1 月
人 数	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
上記のうち、臨時に雇用している者の数	人 数	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人
1 現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細 2 申請の日前1ヶ年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日	<div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.2em;">左記に該当する場合には記入してください。</p> </div>					

※ 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

※ 承認された場合、翌年度以降も引き続き特例措置が継続されます。そのため、当初課税前に市から給与支払人員について確認の連絡をする場合があります。給与の支払を受ける者が通常10人以上となった場合には、特例の適用を解除することになりますので速やかにご連絡願います。

市 処 理 欄	処 理 区 分	却下の理由	INSIDE
	承 認 却 下		

特別徴収に係る市民税・県民税の納期の特例に関する申請書

一 関 市 長 殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ						特別徴収義務者 指 定 番 号						
		氏 名 (名 称)						法人番号						
令和 年 月 日提出		住 所 (所在地)	〒					担 当 者	所 属					
									氏 名					
									電 話 番 号					

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収に係る市民税・県民税の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月 分以降の支給に係る給与所得及び退職所得に対する市民税・県民税特別徴収税額											
		令和 年 月	1ヶ月前		2ヶ月前		3ヶ月前		4ヶ月前		5ヶ月前	
			令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月		
申請の日前6ヶ月間における給与の支払を受ける者の数	人 数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
上記のうち、臨時に雇用している者の数	人 数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
1 現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細 2 申請の日前1ヶ年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日												

※ 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。
 ※ 承認された場合、翌年度以降も引き続き特例措置が継続されます。そのため、当初課税前に市から給与支払人員について確認の連絡をする場合があります。給与の支払を受ける者が通常10人以上となった場合には、特例の適用を解除することになりますので速やかにご連絡願います。

市 処 理 欄	処 理 区 分	却下の理由	INSIDE
	承 認		
	却 下		

Ⅶ 給与所得者異動届出書について

1. 「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」

- (1) 先般ご提出いただいた令和4年度給与支払報告書等に基づき計算した特別徴収税額を「令和5年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」により通知しているところですが、既に退職している等、特別徴収できない(※)従業員の名前が記載されている場合は、すみやかに異動届出書を提出してください。（できるだけ5月31日必着で提出願います。）

なお、退職、転勤等により在籍していない方の「令和5年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」もあわせて提出してください。

- (2) 特別徴収税額の通知書に記載されている方が年度途中で退職、転勤等の理由により給与の支払いを受けなくなる場合には、異動の発生した翌月10日までに異動届出書を提出してください。

※注)「特別徴収できない」とは

異動届出書にある異動の事由1～4に該当する方のほか、次の①～⑥に該当する場合は、①～⑥の場合は異動の事由5を選択し()に理由を記入してください。(1ページ参照)

◆普通徴収（個人で納付）の取り扱いが可能となる場合

- ① 総従業員が2名以下（専従者・乙欄・退職者等を除く）
- ② 他に主たる給与収入がある方（乙欄該当者）
- ③ 毎月の給与支払額が少額で特別徴収できない方
- ④ 給与の支払いが不定期な方
- ⑤ 事業専従者（個人事業主のみ対象）
- ⑥ 退職（休職）者または退職（休職）予定者

(注意)

パート、アルバイトの方であっても左記に該当しない方は特別徴収の取り扱いとなります。なお、ご提出いただいた令和5年度給与支払報告書等から左記に該当することが明確に判断できない場合は、法令により特別徴収の対象者とさせていただきますので、ご了承ください。

- (3) この届出が遅れますと、納入予定額と納入額が一致せず貴事業所に対して督促状や過不足照会状が送付されたり、滞納処分を受けることがありますのでご注意ください。

2. 令和6年度課税のための「給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書」

「令和6年度給与支払報告書」を提出した後、令和6年度に特別徴収する見込みだった方（令和6年1月1日現在で給与の支払を受けており特別徴収する方として市へ報告していた方）が、令和6年4月1日現在までに退職、転勤等の異動により給与の支払いを受けなくなった場合には、令和6年4月10日までに前記1(2)(3)の異動届出書のほかに、給与支払報告書にかかる異動届出書を提出してください。

記入例① 退職等により未徴収税額を一括徴収する場合

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

一関市長 殿		所在地	〒 021-0000 一関市竹山町〇ー×		特別徴収義務者 指 定 番 号	777777									
令和 6 年 2 月 5 日提出		フリガナ	イチノセキサンギョウ		宛 名 番 号	55									
特別徴収者 給与支払者		氏名又は名称	一関産業 株式会社		所属	人事課 給与係									
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
			*個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載												
		担当 者先	氏名		花泉 みどり		電話		0191-21-0000		内線 (4444)				
給 与 所 得 者	フリガナ	ダイトウ キヨシ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名	大東 きよし													
	生年月日	大 昭 平 6 0 年 1 月 1 日													
	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		120.000 円	6 月から 1 月まで	2 月から 5 月まで	令和 6 年 1 月 5 日	1. 退職・長 2. 転職・長 3. 休職・不 4. 死 亡 期 5. 支払少額 6. 合併・解 7. その他 [小由・理由]	2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
1月1日 現在の住所	一関市千厩町千厩字北方〇ー×			80.000 円	40.000 円										
異動後の 住所	一関市東山町長坂字西本町〇ー×														

新 し い 特 別 徴 収 義 務 者 先	1. 特別徴収継続の場合												
	特別徴収義務者 指 定 番 号	*不明な場合は未記入 でかまいません。(新規)											
	所在地	〒											
	フリガナ												
氏名又は名称	担当者 連絡先	所 属	氏 名	電 話	新しい勤務先へは、月割額 円を								
一括徴収で納入する月と金額を記入してください。 (ウ)欄と「2.一括徴収の場合」には同じ月 を記入してください。													※市記入欄 宛名番号

理 由	2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		2 月 25 日	40.000 円	2 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

理 由	3. 普通徴収の場合		※市記入欄	TMFN	転 勤	INSIDE
	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		/	/	/	

記入例② 退職等により未徴収税額を普通徴収する場合

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書
 特別徴収

一関市長 殿 令和 5 年 11 月 30 日提出		特別徴収 給与支払者 (義務者)	所在地	〒 021-0000 一関市竹山町〇ー× イチノセキサンギョウ										特別徴収義務者 指定番号	777777					
			フリガナ											宛名番号	55					
			氏名又は名称	一関産業 株式会社										相連 当給 者先	所属 氏名	人事課 給与係 花泉 みどり				
			個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		1	2	3	電話	0191-21-0000 内線 (4444)	
給 与 所 得 者	フリガナ	ダイトウ キョシ										異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法							
	氏名	大東 きよし															(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日
	生年月日	大	0	6	年	1	月	1	日	6 月から	12 月から						令和	5 年	1 月	
	個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0						9	8	11 月まで	5 月まで
1月1日 現在の住所	一関市千厩町千厩字北方〇ー×										120.000 円	60.000 円	60.000 円	1 月 30 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 [事由・理由]	3	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
異動後の 住所	一関市東山町長坂字西本町〇ー×																			
新 しい 徴 収 先	1. 特別徴収継続の場合											新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
	特別徴収義務者 指定番号											法人番号								
	所在地											担当者 連絡先	所属 氏名							
	フリガナ											電話	内線 ()							
理 由	2. 一括徴収の場合											徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。						
	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため											月 日	円							
理 由	3. 普通徴収の場合											※市記入欄	INSIDE							
	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため											TMFN	転 動	/						
2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																				
3. 死亡による退職であるため																				

記入例③ 死亡退職により未徴収税額を普通徴収する場合

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

一関市長 殿 令和 5 年 11 月 30 日提出		所在地 〒 021-0000 一関市竹山町〇ー× イチノセキサンギョウ	特別徴収義務者 指 定 番 号 777777	年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ ダイトウ キョシ		フリガナ イチノセキサンギョウ	宛 名 番 号 55	相連 当 者 先 所 属 氏 名 電 話 人事課 給与係 花泉 みどり 0191-21-0000 内線 (4444)
氏 名 大東 きよし		氏名又は名称 一関産業 株式会社	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
給 与 所 得 者	フリガナ ダイトウ キョシ	フリガナ イチノセキサンギョウ	個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	異 動 年 月 日 令和 5 年 11 月 30 日
1 月 1 日 現在の住所	一関市千厩町千厩字北方〇ー×	1 月 1 日 現在の住所	一関市東山町長坂字西本町〇ー×	異 動 の 事 由 4 1. 退職・長 2. 休職・不定 3. 死亡 4. 支払少額・解 5. 合併 6. 合 7. そ の [事由・理由]
特別徴収税額 (年税額)	120.000 円	(イ) 徴収済額 6 月から 11 月まで 60.000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 12 月から 5 月まで 60.000 円	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	特別徴収義務者 指 定 番 号 不明な場合は未記入 でかまいません。	法人番号	所在地 〒	担当 者 連 絡 先 所 属 氏 名 電 話 内 線 ()	受給者番号	※市記入欄 宛名番号
------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	------	----------	-----------------------------------------------	-------	---------------

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
------------------------------------------------------------------------------	---------------	--------------------------	----------------------------------------------------

3. 普通徴収の場合

理由 3 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市記入欄 T M F N 転 動 / / /	INSIDE
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------	--------

市で納税承継人の調査を行い、その方宛てに納付書をお送りします。

記入例④

転勤(転職を含む)により未徴収税額を引き続き新しい勤務先で特別徴収する場合

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

一関市長 殿		所在地	〒021-0000 一関市竹山町〇-×		特別徴収義務者 指 定 番 号	777777												
令和 5 年 11 月 30 日提出		フリガナ	イチノセキサンギョウ		宛 名 番 号	55												
特別徴収者 給与支払者		氏名又は名称	一関産業 株式会社		所属 氏 名	人事課 給与係 花泉 みどり												
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話	0191-21-0000 内線 (4444)	
		*個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載																
給 与 所 得 者	フリガナ	ダイトウ キヨシ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 年 月	転勤の場合も転勤に○ をつけてください。		異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名	大東 きよし																
	生年月日	大 昭 平 6 0 年 1 月 1 日																
	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8																
1月1日 現在の住所	一関市千厩町千厩字北方〇-×		120.000	6 月から 11 月まで	12 月から 5 月まで	令和 5 年 2 月 30 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 [小由・理由]	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)										
異動後の 住 所	一関市東山町長坂字西本町〇-×		60.000	60.000	60.000													
新 しい 徴 収 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	9 9 9 9 9 9		*不明な場合は未記入 でかまいません。 (新規)		法人番号		3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1		新しい勤務先へは、月割額 10.000 円を 12 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
	所 在 地	〒029-0202 一関市川崎町薄衣字諏訪前〇-×		担 当 者 連 絡 先	所 属		総務課		受給者番号		※市記入							
	フリガナ	ムロネショウジ カワサキシテン		氏 名	藤 沢 し げ る		電 話		0191-43-0000 内線 (8888)		受給者番号							
	氏名又は名称	株式会社 室根商事 川崎支店																
理 由	2. 一括徴収の場合		1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と)		月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。									
			2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円											
理 由	3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		※市記入欄		T M F N		転 勤		INSIDE							
			2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		/		/		/									
				3. 死亡による退職であるため														

【記載要領】

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。なお、当市へ提出いただく際は、円滑な処理のため、4月10日までの提出をお願いします。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 8 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくても必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 9 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 10 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 11 退職後に国外へ転出されることがわかっている場合には、残税額を一括徴収するか納税管理人を指定する手続きをするようにお願いします。
- 12 「年度」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 「1. 現年度」…特別徴収義務者の指定を受けた後に、退職などにより月割額の徴収ができない人が生じた場合
 - (2) 「2. 新年度」…当市に給与支払報告書を提出した後に、退職などにより給与の支払いを受けなくなった人が生じた場合
 - (3) 「3. 両年度」…「1. 現年度」と「2. 新年度」どちらにも当てはまる場合
- 13 「特別徴収税額」欄…税額通知書から該当者の年税額を記載します。途中で変更があった場合は変更後（最新）の年税額です。
- 14 《給与から引去りできなくなった残りの税額を本人が納付する方法に変更する場合（普通徴収の場合）》…異動後の未徴収税額（ウ）の徴収方法：「3. 普通徴収」
 - ・「徴収済額」…特別徴収義務者において給与引去りを開始した月分から最終引き取り分までの合計額を記載します。
 - ・「未徴収税額」…年税額から徴収済額を差し引いた残額を記載します。
- 15 《残りの税額を最後の給与から一括徴収し、まとめて納入する場合》…異動後の未徴収税額（ウ）の徴収方法：「2. 一括徴収」
 - ・「徴収済額」…特別徴収義務者において給与引去りを開始した月分から在職中の最終引き取り分までの合計額を記載します。
 - ・「未徴収税額」…退職後に支払う最後の給与から一括徴収した税額を記載します。
- 16 ※印の欄は、記載しないでください。

Ⅷ 納入書について

注意事項および納入書記入のしかた

1. 納入にあたっては、次に綴込みの納入書(3連式)の各項に所要事項を記入し、表紙裏面の取扱金融機関等へ納入してください。
※「納入金額」欄の「給与分」と「合計額」を3面同様に記入します。税額変更があった方がいる場合や従業員の異動があった場合は最新の税額通知で確認し、徴収額と納入しようとする額が正しいことを確認してください。
(退職等により徴収できなかった方の分は税額通知の額から差し引くとともに、異動届出書の提出が済んでいるか確認してください)
※あらかじめ指定番号、特別徴収義務者(所在地・名称)を印字してあります。所在地・名称に変更がある場合は訂正して使用してください。(訂正印は不要です)
※個人事業から法人組織になるなど、指定番号が変更になる場合には、別途送付する新しい納入書を使用してください。
2. 納入書には、それぞれの月及び納期限を印刷してありますので、必ず該当月の納入書を使用してください。
3. 全納する場合や複数月分をまとめて納入したい場合は1枚に合算せず、該当月の納入書にそれぞれ記入して納入してください。
4. 金額を誤記した場合
二重線で訂正(訂正印不要)し書き直してください。または、予備の納付書を使用してください。
5. 金額を誤って納入してしまった場合
 - ①納入額を少なく納入してしまった場合は、できるだけ早めに予備の納付書を使用して不足分のみ納入してください。その際は必ず納入月欄に「令和〇年〇月不足分」と記入してください。
 - ②他市町村に当市分を納入したため、還付されてから納入したい場合や何らかの理由で納付が遅れる場合はご連絡ください。
 - ③納入額を多く納入してしまった場合は、事業所へ還付または次回の納入分へ充当するなどの処理が必要なため、ご連絡ください。※納入額に過不足が生じた場合には、納入月の月末に収納課から「過不足照会状」を送付することがあります。誤納や異動届漏れ等を確認しご連絡ください。
6. 退職所得にかかる市民税・県民税を納入する場合
該当月の納入書の「退職所得分」欄及び裏面の納入申告書(個人事業主の場合は9ページを使用)へ所要事項を記入し、給与分と一緒に同一の納入書で納入してください。
7. この納入書は、各月分と予備が3枚あります。不足する場合は送付しますのでご連絡ください。

【連絡先:市民税課市民税第二係 0191-21-2111 (内線8246~8248)】

市民税・県民税特別徴収税額の納期限は 翌月の10日です
(土日・祝日の場合は、翌営業日)